

入札説明書

令和2年札幌市告示第5521号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和2年（2020年）10月5日

2 契約担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
電話：011-211-2278 FAX：011-218-5130

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
就職支援事業における職場定着調査業務
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和3年（2021年）3月31日までとする。
- (4) 入札書の記載方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録していること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) プライバシーマークを取得していること、または令和元年（2019年）4月1日以降に官公庁発注による個人情報を取り扱う調査業務を行った実績があること。

5 入札書及び参加資格確認申請書の提出方法等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 提出期限
令和2年（2020年）10月12日（月）13時00分まで（必着）
※本業務は、紙による入札で行うため、電子での参加申請は行いません。

(3) 開札の日時及び場所

令和2年(2020年)10月12日(月)16時00分
札幌市役所15階 経済観光局雇用推進部雇用推進課

(4) 提出方法

ア 入札書(様式1)及び事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式4)は送付による提出のみとし、二重封筒としたうえで、外封に「令和2年(2020年)10月12日16時00分開札(就職支援事業における職場定着調査業務)の入札書・参加資格確認申請書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問

質問がある場合については、下記の期間に「質問書」(様式2)を提出すること。

(ア) 受付期間

上記1の告示の日から10月7日(水)12時までに提出すること。

(イ) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(〒060-8611札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)

(ウ) 提出方法

E-Mail又はFAXで、質問書を提出すること。

その際、件名は「就職支援事業における職場定着調査業務」とすること。

・E-Mailメールアドレス koyou@city.sapporo.jp

・Fax 011-218-5130

イ 回答

令和2年(2020年)10月8日(木)以降に、札幌市公式ホームページに掲載する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状(様式3)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、上記5(3)の場所において、入札者又はその代理人に代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

イ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、

最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア 入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書案(様式5)のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(10) 各種問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階南側

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

電話：011-211-2278 担当：伊関、六角